

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 こどもの未来につながる働き方研究機構と称する。

(主たる事務所)

第1条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区仲町台1丁目2-20に置く。

(目的)

第2条 当法人は、保育・教育施設における職場環境改善を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 自治体単位での保育・教育現場の職場環境改善支援に関する事業
- (2) 自治体・企業に向けた両立支援、女性活躍推進の事業
- (3) 保育の質や保育現場の職場環境に関する調査研究に関する事業
- (4) 職場環境づくり、マネジメント分野に関する研修事業
- (5) その他、前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(入会)

第4条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人または団体
- (2) 一般会員 当法人が運営する研修等に参加するために入会した個人または団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第7条 定時社員総会は、毎年11月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第8条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第9条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する総正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第10条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

(選任)

第14条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第16条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解

任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第22条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第23条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第24条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第25条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第26条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。